令和５年４月

保護者の皆様へ

奈良県立ろう学校
校長　出口　千恵美

気象警報及び特別警報発表時における登下校についてのご協力のお願い

平素は、本校教育の発展のため、格別のご協力を賜り深くお礼申し上げます。
さて、標記の件について安全に配慮しながら下記の要領で対応いたしますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

気象警報発表時の対応について

１．幼児児童生徒が在宅している時
（１）大雨・強風などに対して
①**午前７時現在**において、**奈良県北部の地域**に、一部(対象市町村１ヶ所以上)でも何らかの気象警報が発表されている場合

地域	地域細分	市　町　村　名							
北部	北西部	奈良市	生駒市	大和郡山市	天理市	桜井市	香芝市	橿原市	大和高田市
		葛城市	御所市	平群町	三郷町	斑鳩町	安堵町	王寺町	河合町
		川西町	上牧町	三宅町	広陵町	田原本町	高取町	明日香村	
	北東部	宇陀市	山添村						
	五條・北部吉野	大淀町	下市町	吉野町	五條市北部				

→幼稚部・小学部休校

※気象警報及び特別警報の発表の有無については、学校からお知らせすることはいたしませんので、ご家庭でテレビやインターネットなどにより確認し、お子様の健康安全を優先し対応してください。（ただし、休校の連絡をマメールで送る場合もあります。）

→中学部・高等部自宅待機

午前９時までに奈良県北部の全地域が解除されたら、登校。３時間目から平常授業

※その場合の中高部について
＊通学についてスクールバスを登下校とも運行します。
なお、公共機関の遅延状況により、スクールバスの出発時間の調整及び公用車などによる対応も行います。
小泉駅１０：１０出発　　筒井駅１０：３０出発
＊午前７時現在で登校途中であった場合、気象状況によりそのまま登校させ学校で待機させます。
＊給食はあります。ただし、給食の提供できる時間や内容に変更がある場合があります。
＊警報発表時の対応及び休校などの連絡はマメールや状況に応じて担任より確認の連絡をさせていただきます。
＊ご家庭で危険と判断される場合、登校を控えてください。

→午前９時現在で引き続き警報が発表されている場合、休校

② 上記以外で注意報などが発表された場合、自宅からの登校が危険であると保護者が判断された場合は、登校させないでください。その場合、必ずその旨を学校へ連絡してください。

※休日の場合

〇部活動

北西部に警報が出ていたとしても、ろう学校がある大和郡山市、自分の住んでいる市町村、通学経路の市町村に警報が出ていない場合は、部活動に参加することができる。安全に留意しての参加を認めるが、欠席する場合は、顧問に連絡する。

〇模試試験

北西部に警報が出ていたとしても、ろう学校がある大和郡山市、自分の住んでいる市町村、通学経路の市町村に警報が出ていない場合は、模試試験は実施する。ただし、同一学年で１人でも来ることができない場合は、延期となる。その都度、臨機応変に試験監督担当者から連絡を行う。

〇全商検定

北西部に警報が出ていたとしても、検定は学校行事ではないので、基本的には実施する。ただ、全商協会が「中止」と判断した場合は中止になり、対象生徒に連絡する。

〇各種大会

大会事務局の開催要項に則る。

（２）地震などに対して

① 地震などによる災害で多数の家屋が半壊や全壊などの損傷を受けている場合や公共交通機関の不通、道路破損による通行困難などにより、健康安全が確保できないまたはそのようなことが予想される時は、自宅で待機させてください。

② 地震などで災害が発生している場合の登校については、改めて学校から連絡します。

２．幼児児童生徒が登校している時

① 気象警報が発表された時は、状況に応じて安全を十分確認したうえ、下校させます。

② お子様を下校させる時のご家庭との連絡については、個々のお子様の状況に応じて適切に対応します。

特別警報発表時の対応について

１．幼児児童生徒が在宅している時

①午前７時現在において、奈良県に何らかの特別警報が発表された場合、学校は休校としますので、登校させないでください。

※「特別警報」の発表方法については、奈良県であっても各市町村(ホームページ、フェイスブック、エリアメール、ケーブルテレビ、行政無線、広報車など)によって異なりますのでご注意ください。

２．幼児児童生徒が登校している時

① 特別警報が発表された時は、原則として安全を確認し、学校にて特別警報が解除されるまで待機させます。ただし、保護者が直接、お子様を迎えに来られた時は、保護者の責任において下校させます。

② 特別警報が通常の気象警報に変更された場合は、気象警報発表時の対応に切り替えて対応します。

気象警報及び特別警報発表の解除後の対応について

１．幼児児童生徒が在宅している時

気象警報及び特別警報発表が解除された場合であっても、安全に通学ができない場合は、学校長の判断で学校の休業または自宅待機をさせます。なお、その場合は、学校から連絡を行いますので連絡にそって対応してください。

例）安全に通学ができない場合とは

・電車及び路線バスなどの公共交通機関が不通になっている場合

・道路の冠水や破損で道路渋滞や大幅な迂回で通常の運行ができない場合

・ライフラインの損傷及び復旧の見込みがない場合

など

２．幼児児童生徒が登校している時

① 気象警報及び特別警報発表が解除された場合は、状況に応じて安全を十分確認した上で、下校させます。

② お子様を下校させる時のご家庭との連絡については、個々のお子様の状況に応じて適切に対応します。

③ 災害により下校が困難または安全に下校ができない場合は、保護者に直接、お子様を迎えに来ていただくまで、学校で待機させます。

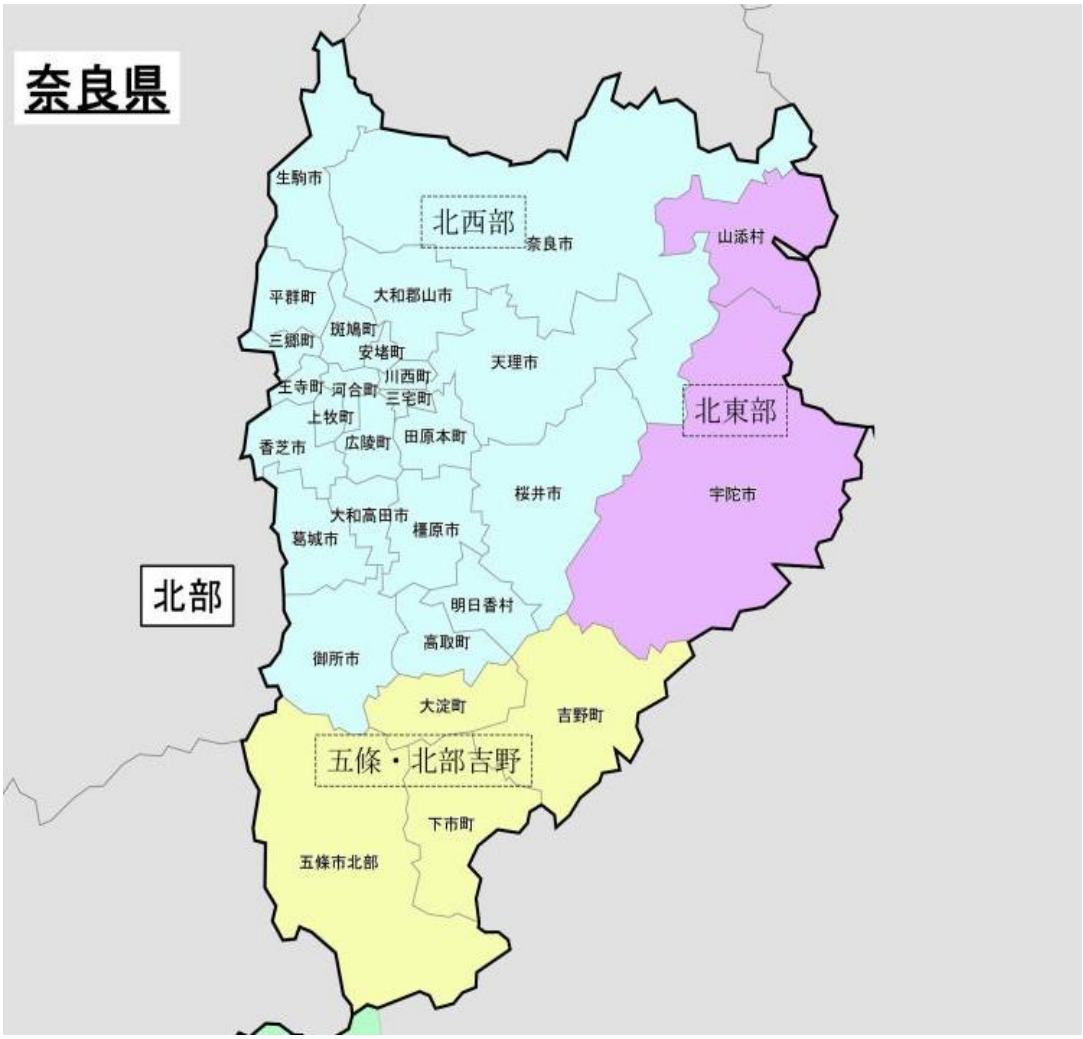

【具体例】

午前７時現在において、以下のような報道がされている時、幼稚部・小学部は休校とします。
中学部・高等部においては、自宅待機とし、９時現在で警報が解除されなければ、休校とします。
なお、９時までに解除された場合は、１０時４０分までに登校します。

例① 「奈良県北部に大雨・洪水警報発令中」と報道されている時。

例② 「奈良県北部の一部に大雨・洪水警報発令中」と報道されている時。

例③ 「奈良県北西部（または北東部または五條・北部吉野）に大雨・洪水警報発令中」と報道されている時。

例④ 「奈良県北西部（または北東部または五條・北部吉野）の一部に大雨・洪水警報発令中」と報道されている時。

例⑤ 「大和高田市に大雨・洪水警報発令中」と報道されている時。
※大和高田市は、奈良県北部に含まれる市町村であるため。

例⑥ 「宇陀市に大雨・洪水警報発令中」と報道されている時。
※宇陀市は、奈良県北部に含まれる市町村であるため。

例⑦ 「吉野町と五條市北部に大雨・洪水警報発令中」と報道されている時。
※吉野町と五條市北部は、奈良県北部に含まれる市町村であるため。